



# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 8 日 (火)  
号外第 1 1 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **公安規則** 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 (5) (生活環境課) . . . . . 2

## 公安委員会規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

### 鳥取県公安委員会規則第5号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項、<u>不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項</u>及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>鳥取県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。